



2014 Vol.23

宝達山からの展望（宝達志水町）

ほうじん ななお

 公益社団法人 七尾法人会



公益社団法人第2回通常総会 公益目的事業の着実な推進

6月3日、加賀屋において、杉野七尾税務署長を始め多くの来賓を迎え、公益社団法人七尾法人会第2回通常総会が開催された。

会長あいさつの後、【報告事項】平成26年度事業計画及び収支予算について報告、引き続き、【審議事項】平成25年度事業実施報告とそれに伴う収支報告が説明され承認され、満場一致で可決された。総会に引き続き記念講演会を開催。



記念講演

政治評論家田崎史郎氏より「日本はよくなるか!安倍政権下の政治経済」の演題で記念講演が行われた。(主な内容は次のとおり。)



1 安倍政権がいつまで続くか

安倍政権は、株価維持のためなら何でもやる政権で、それが政権維持のプラス材料になっており、2018年9月まで続くと思う。それは、来年の総裁選に安倍さんに対抗して立つ有力な候補者がいないことである。

アベノミクスが成功するかどうかについては、実は本当のところ、分からないが、これほど経済に関心の強い、経済を良くしようとする政権は、過去に無かった。

2 安倍政権の経済政策

イ 消費増税について

来年の10月、今の法律どおりだと8%から10%に上がることになっている。私は、「見送り。でも、いつから上げる。」という結論になると思う。おそらく2016年が衆議院選挙と参議院選挙が行われる政治決戦の年になるので、消費税を上げて、選挙を戦うということは、まず、有り得ない。

ただ、国際会議で財政健全化の目標を達成するために、消費増税を織り込んだ公約をしており、“日本政府が熱心ではない”というふうマーケットが判断した時、国債が暴落し、円とドルの関係もかなり大きく変わることになることから、消費増税をいつまで伸ばすということを明確にしておく必要があり、無期延期はあり得ない。

ロ 法人税の減税について

法人税の減税は、現在、自民党税調で検討しているが、法人税の減税は確実にやっていくことになる。日本の法人税は35~5%であるが、“国際競争力を保つために法人税の減税をしなくてはいけない”というのが、安倍政権サイドの考え方である。法人税については、来年から数年かけて10%ぐらい下げる方向で、検討が進むと思う。

ハ JPIFについて

JPIFは、年金管理運用独立行政法人である。

今、このJPIFに128兆円貯まっており、運用委員会で国債、外国債券及び国内株式にどのような比率で運用するかを決めているのであるが、株式運用に熱心な委員を送り込み、新しい基準を造ろうとしている。

非常に皮肉な見方であるが、法人減税もJPIFの運用も株価のプライスキープオペレーションである。

平成26年度事業計画 H26.4.1~27.3.31

活動の基本方針

申告納税制度の維持、発展に寄与する「健全な納税者の団体」として、税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、「税」を切り口とした様々な活動を引き続き着実に推進する。特に、公益社団法人として、税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業、地域企業の健全な発展に資する事業、地域社会への貢献を目的とする事業を積極的に展開するとともに会員の増加を図り、組織、財政基盤の強化に努める。

主な事業計画

1. 公益目的事業

- (1) 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業(公益1)
 - イ. 新設法人説明会の開催
 - ロ. 年末調整説明会の実施
 - ハ. 税務講習会・研修会の実施
- ニ. 租税教室の開催
- ホ. ホームページ及び広報紙による税情報の発信
- ヘ. 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の普及・利用の推進
- ト. 税の啓発用マンガ本の配布と税についての作品表彰
- チ. 税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出
- リ. 租税教育用(TAX PR)下敷を配布
- ヌ. 全国青年の集い
- ル. 全国女性フォーラム
- (2) 地域企業の健全な発展に資する事業(公益2)
 - イ. 実務セミナー(商工会議所との連携を含む)の実施
 - ロ. 青年部会・女性部会研修視察の実施
- (3) 地域社会への貢献を目的とする事業(公益3)
 - イ. 記念講演会の実施

2. 収益等目的事業

- (1) 会員の交流、支援、会員増強に資するための事業(その他1)
 - イ. 総会、理事会、支部、部会等の会議後の懇談会
 - ロ. 部会研修視察懇談会
 - ハ. 祈願像の設置
- ニ. その他の交流会
- ホ. 会員の福利厚生等に関する事業

3. その他の事業等

各種会議等

新署長着任のごあいさつ



七尾税務署 嶋田 健三 氏

署長プロフィール

- (略歴) ・小松税務署 副署長(平成21年7月)
・金沢国税局 徴収部国税訟務官(平成23年7月)
・金沢国税局 徴収部統括国税徴収官(平成24年7月)
・金沢国税局 徴収部徴収課長(平成25年7月)
・七尾税務署長(平成26年7月)

公益社団法人七尾法人会会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本年7月の定期人事異動により、七尾税務署長を拝命しました嶋田健三でございます。前任の杉野同様、よろしく願い申し上げます。

公益社団法人七尾法人会の会員の皆様方には、平素から法人会活動を通じ、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜っておりますことを、本誌をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

私は石川県野々市市出身で、中能登地方には休日を利用し、家族とともに名所等を幾度となく訪れておりますが、七尾税務署の勤務は初めてでございます。

これまでも当地は自然環境や伝統文化に育まれた土地柄であると感じておりましたが、着任後、早々にお会いする機会を得た方々は、人情味豊かな方ばかりであり、この地に勤務できる機会を得ましたことを大変嬉しく思っております。

また、来年3月14日には北陸新幹線金沢開業となり、能越自動車道七尾氷見道路も全線開通を間近に控えるなど、都市圏との高速交通ネットワークが形成されつつある昨今、産業、観光の地域経済の更なる発展につながることを大いに期待しております。

公益社団法人七尾法人会におかれましては、「良き経営者を目指す者の団体」として、納税意識の高揚、会員の研鑽、地域社会への貢献活動を柱に、各種研修会や講演会を活発に開催され、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に大きく貢献されながら、地域社会の活性化に努めておられます。

これもひとえに、歴代の役員並びに会員の皆様方の並々ならぬご熱意とご尽力の賜物であり、そのご苦勞に対しまして心から敬意を表する次第であります。

私どもといたしましても、貴会の活動にできる限りのお力添えをさせていただきたいと考えております。

ところで、昨今の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化、経済取引の国際化・高度情報化、消費税法の改正、更には平成28年には社会保障・税番号制度の開始が予定されるなど大きく変化しつつあります。

このような状況の下、国税組織に与えられた「納税者の自発的な納税義務の履行を適切かつ円滑に実現する」という任務を果たすためには、納税者の皆様からのより一層の理解と信頼を得ることが重要であります。

そのためには、納税者サービスの更なる向上を図るとともに、誠実な納税者に対しては親切、丁寧な対応を図り、一方、悪質な納税者に対しては厳しく対処していくなど、引き続き、適正な調査と徴収を実施していく所存であります。

私どもがe-Taxの普及・定着、消費税法の改正など税務のさまざまな課題に取り組む際に、税に対する良き理解者としての法人会の皆様の存在は、大変心強く、大きな支えであります。

今後とも税に対する良き理解者として税務行政に対する御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、七尾法人会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

【七尾税務署幹部職員のご紹介】

平成26年7月10日現在

署長	嶋田 健三
総務課長	中井 秀一
管理運営部門統括官	桶谷 正紀
管理運営・徴収部門統括官	島倉 誠
個人課税第一部門統括官	橋本 久明
個人課税第二部門統括官	山田 勲
法人課税第一部門統括官	八日市屋裕子
法人課税第二部門統括官	脇坂喜三郎
法人課税第一部門総括上席 国税調査官(法人会担当)	助田 雅人

国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を

平成27年度 税制改正に関する提言

10月16日、栃木県総合文化センターにおいて多数の役員・会員の参加を得て、第31回法人会全国大会が開催され、全国100万会員総意による要望事項が採決され、税制改正の提言が行われた。又、今後この提言内容の実現に向けて、全法連、県連、単位会における運動方法が報告、確認された。

《基本的な課題》

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必用な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1)消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対応策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えているので、導入の必要はない。
- (3)税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因となっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

3. 財政健全化に向けて

- (1)財政健全化目標の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。
- (2)消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

- (1)国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制。
- (2)国・地方公務員の人員削減、能力を重視した資金体系

による人件費の抑制。

(3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5. 共通番号制度について

- ・制度内容を国民に周知し、個人情報の漏洩、プライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を構じる。

6. 今後の税制改革のあり方

- ・経済社会の大きな構造変化や国際的整合性などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していく。



II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

法人実効税率は復興特別法人税が1年間前倒しで廃止され、35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

さらに、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際比較では、我が国は必ずしも高くないとの指摘もあるものの、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感が高まっている。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げは着実に実行すべきである。

また、税率引き下げの代替財源については、財政再建化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

(1)法人実効税率20%台の実現

(2)代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、我が国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で存在を確保し、経済社会への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

(1)中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の値上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成27年3月31日まで)ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充するとともに本則化することを求める。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直しを求める。

(1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

(2)親族外への事業承継に対する措置の充実

(3)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

III. 国と地方のあり方

地方を含めた我が国行財政システムの硬直性は正や地域活性化の観点から地方分権が叫ばれて久しいが、具体的議論は依然として深化していない。国と地方の役割分担とそれに対応する行財政のあり方を明確化させる分権の本質的議論が行われていないからである。

地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。しかし、例えば財政状況を見ると、地方の基礎的財政収支が黒字なのに対し、国は途方もない赤字を抱えているにもかかわらず、地方交付税を加算していた。しかも、地方交付税は地方公務員の高給与や高額議員報酬の財源に充てられている側面もある。

こうした中で、政府は地方活性化を重要課題として位置付けアベノミクス効果を全国に波及させる取り組みに乗り出すという。それぞれの地方の特色と強みを生かした活性化という理念に異論は無いが、一方ではそれが新たな歳出圧力を生むとの懸念も指摘されている。地方活性化は安易に国の財政支援に頼ることなく、いかに地方独自の知恵を絞るかが必要である。

また、地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立

案し実行していくことが求められる。

(1)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。

(2)地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。

(3)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(4)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

IV. 震災復興

被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じよう求める。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減をはかるため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きについては、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていくことが必要である。

平成27年度税制改正に関するスローガン

まだ道半ば。

国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を!

厳しい経営実態を踏まえ、

中小企業の活性化を図る税制を!

法人の実効税率を20%台に引き下げ、

軽減税率も15%の本則化とする見直しを!

本格的な事業承継税制を確立し、

地域経済を支える中小企業に配慮を!

〔主な改正事項を掲載しましたので他の事項も含めて実際の適用に当たっては税務署等に相談願います。〕

法人税関係

1 生産性向上設備投資促進税制の創設

青色申告書を提出する法人が、生産性向上設備等に該当するものうち一定の金額以上のものを取得等し、事業の用に供した場合には、以下の特別償却または税額控除(当期の法人税額の20%を限度)のうちいずれかを選択適用できます。

なお、生産性向上設備等とは、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、先端設備及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備として産業競争力強化法に規定するものをいいます。

	～28.3.31	～29.3.31
機械装置など	即時償却又は 5%税額控除	50%特別償却又は 4%税額控除
建物、構築物	即時償却又は 3%税額控除	25%特別償却又は 2%税額控除

適用時期 産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に取得等した国内の事業の用に供する生産性向上設備等について適用されます。なお、平成26年3月31日までに取得した場合には、同年4月1日を含む事業年度において適用できます。

2 研究開発税制の拡充

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除について、「増加型」および「高水準型」に係る税額控除制度の適用期限が3年延長されます(「総額型」については変更ありません)。

さらに、「増加型」については、増加試験研究費の額に30%(増加割合(注)が30%未満の場合には、その増加割合)を乗じて計算した金額の税額控除に改組されます。

(注)増加割合＝増加試験研究費の額／比較試験研究費の額

適用時期 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

3 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または税額控除制度について、次の見直しが行われ、その適用期限が平成29年3月31日まで3年延長されます。

中小企業者等が取得等をした特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものについては、即時償却ができます(現行は30%の特別償却)。

なお、中小企業者等(現行は特定中小企業者等)にあつては、即時償却と7%(特定中小企業者等は10%)の税額控除(控除限度超過額は1年間の繰越し可)との選択適用ができます。

(注)中小企業者等とは、資本金(出資金)の額が1億円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます。このうち、資本金(出資金)の額が3,000万円以下のものは、特定中小企業者等に該当します。

適用時期 産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に取得等した国内の事業の用に供する特定機械装置等について適用されます。なお、平成26年3月31日までに取得した場合には、同年4月1日を含む事業年度において適用できます。

4 少額減価償却資産の損金算入の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。

適用時期 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供する30万円未満の減価償却資産について適用されます。

(注)適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となります。

5 復興特別法人税の1年前倒し廃止

企業収益を資金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税の課税が1年前倒して廃止されます。

また、復興特別法人税廃止後の復興特別所得税額は、利子及び配当等に課される所得税額と合わせて、各事業年度の法人税額から控除されます。

なお、復興特別所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額は還付されます。

適用時期 復興特別法人税は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度までで廃止されます。

6 交際費課税の特例措置の拡充

交際費等の損金不算入制度について、次のとおり拡充されます。

①交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用(注)の額の50%が損金の額に算入されます。

(注)専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用(いわゆる社内接待費)を含みません。

②中小法人に係る損金算入の特例(定額控除限度額800万円)について、適用期限が2年延長されるとともに、上記①と選択適用できます。

適用時期 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

7 所得拡大促進税制の拡充

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しが行われ、その適用期限が2年延長されます。

要件	現行	改正後
雇用者給与等支給増加割合	5%以上	①平成27年4月1日前に開始する適用年度…2%以上 ②平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度…3%以上 ③平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度…5%以上
平均給与等支給額	・国内雇用者に対する給与等 ・平均給与等支給額が比較平均給与支給額以上であること	・継続雇用者に対する給与等 ・平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること

適用時期 平成26年4月1日以後に終了する各事業年度について適用されます。

8 既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設

青色申告書を提出する法人が有する耐震改修対象建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行ったものが、その耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修により取得等する建築物の部分について特別償却(その取得価額の25%)ができることとなります。

適用時期 平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの間に取得した耐震改修対象建築物について適用されます。

地域社会貢献活動 「世界の“新幹線”大集合！」

税を考える週間のメインスローガン「この社会あなたの税が生きている」と国の予算のほか、児童・生徒1人当たりの年間教育費の負担額等を織り込んだ、租税教育用(TAX PR)下敷き(東京四谷法人会青年部会作成)を購入し、管内の小学校5~6年生全員(2,162名)に対して配布する。

七尾市894名、中能登町354名、羽咋市358名、志賀町303名、宝達志水町253名



新設法人説明会

2月13日、七尾税務署と共催により、新設法人説明会が開催された。
新設法人に対して、七尾法人会は七尾税務署管内の約1,150社が加入する健全な納税者団体であり、正しい税知識の提供や企業の福利厚生制度の充実等に取り組んでいることを説明し、加入の働きかけを行った。



改正税法説明会



8月26日、27日の両日、羽咋、七尾の2会場で「平成26年度税制改正」について説明会が開催された。
平成26年度税制改正では、「生産性向上設備投資促進税制」などが創設されたほか、法人税関係では「復興特別法人税の1年前倒し廃止」、「交際費課税の特例措置の拡充」が図られるなど、多岐に亘った改正が行われており、主要な改正事項について七尾税務署審理担当官による説明が行われた。

税務懇談会

国税庁の定期人事異動により、7月10日付で新しく七尾税務署長に着任された嶋田健三氏を迎えて、青年部会、女性部会と合同の税務懇談会が8月28日開催された。
嶋田署長からは、適正かつ公平な税務行政を推進していく中で、法人会の役割は大であり、日頃の法人会活動に感謝の意が述べられるとともに、今後においても、絶大な協力を依頼された。



青年部会だより

租税教室の開催

法人会の社会貢献活動として積極的に取り組んでいる租税教室を、鳥屋小学校、和倉小学校、西北台小学校の6年生を対象に開催した。税金のある社会と税金の無い社会で税金の必要性を説明し、理解を求めた。



研修視察 “ここにしかない田舎” を目指して!

9月7日から8日、「地域に根ざす企業となり、その果たすべき役割とは何か。」を研修視察の目的とし、地域農業との交流で地産地消レストランなどを展開している株式会社グラノ24K(福岡県遠賀郡岡垣町)を視察してきました。

発想の原点を「地産地消」とする当社では、地元の農家と結びついて規格外の野菜でも安心安全であれば、食材として農家の言い値でひきとっているとのことでした。

一般的に、地元こだわれば食材に偏りが出、入荷量も不安定になることなどで、こうした事業展開をするのは消極的になると考えましたが、当社では手元に届く季節の旬の野菜にあわせて、臨機応変に献立を決めるという「ピュッフェ形式」を採用し、和風・洋風・中華風と知恵を絞りあうだけでなく、地元農家との協力体制を築いて事業展開をしており、年間50万人が訪れているとの説明を受け、地域の個性と季節感を生かすことで、“どこにでもある田舎”が“ここにしかない田舎”として、消費者を飽きさせることがない特性を生み出していることを認識することができました。

= 私たちが大切にしていること(株式会社グラノ24K) =

- ・ 私たちは、地域の「6次産業化」を目指します。
- ・ 1次、2次、3次産業。
- ・ 足しても掛けても「6」になります。
- ・ 全てが手を合わせて作り上げる新たな産業、それが「6次産業」です。



輪島法人会青年部会との交流会

毎年恒例の輪島法人会青年部会との交流会が、10月3日開催され、「能越自動車道城山高架橋」を見学し、建設費用など税の使途について学ぶことができました。

能越自動車道は、中能登拠点都市としての七尾市の骨格軸形成などとともに、人・物・情報の動きを活発にし、新たな観光需要の創出を支援するものであるとの説明を受けました。



女性部会だより

租税教室の開催

法人会の社会貢献活動として積極的に取り組んでいる租税教室を、東湊小学校6年生を対象に開催し、当日は、多田副部長が講師を担当しました。

本年からは、租税教育活動の一環として、小学生を対象に税に関する「絵はがきコンクール」についても取り組んでいきます。



研修視察



また 能登に!!旅の始まり

平成27年3月、新幹線が金沢まで沿線されることが決まったことを受け、私達女性部会は、「地域経済の活性化に向けて“何をすべきか。何が出来るのか”」を、新幹線開業の先進地である長野県の企業から学びたいと考え、6月18日～19日、研修視察を行いました。

研修においては、長野法人会女性部会副部長、長野商工会議所女性会会長、長野県公安委員長などの公職も務め、法人会活動に極めてご理解のある、ハイブリッド・ジャパン(株)代表取締役山浦悦子氏から、「おもてなしにより“満足よりも感動を”」をテーマとした幅広い視点からのご講演をいただきました。

新幹線の延伸が観光・経済の金沢までの延伸になり、こられた方々が、また能登に来たいという旅の始まりにできるよう、おもてなしの心を持つことを学びました。



女性フォーラム「香川大会」

女性部会は法人会の活性化と充実に寄与する重要な存在であることから、法人会における女性部会の役割には、年々大きな期待が寄せられてきております。会員の資質向上と情報共有による法人会活動のさらなる発展を目的に、毎年、開催されている「女性フォーラム」が、本年は4月10日、香川県高松市で全国から約1,500名が参加し、開催された。

少林寺拳法グループの総裁 宗由貴氏により「しなやかな人間力」と題し、講演が行われた。



交流会

10月9日、輪島法人会女性部会との恒例の交流会が23名の参加を得て開催された。

当日は、「金蔵五ヶ寺」を拝観し、すず塩田村では味の良しあしを決める熟練した職人の釜焚き等を見学した。

訪問先毎に観光マイスターの藤平朝雄さんから丁寧な説明、案内があった。



『税を考える週間』“税の役割と税務署の仕事”《11月11日(火)～17日(月)》

国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っております。

今年、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組や国税庁のIT・国際化に対する諸施策について紹介します。

おめでとうございます

この度、永年の法人会活動等の御功績に対し表彰が授与されました。

署長表彰
高岩 権治氏



署長表彰
田中 実氏



七尾税務署管内の主な行事

行 事 名	日 時	会 場
小中学生の税に関する作品展	11月11日(火)～11月17日(月)	七尾パトリア・コスモアイル羽咋・志賀町文化ホール・アスク・宝達志水町役場・宝達志水町民センターアステラス・中能登町道の駅
納税表彰式	11月14日(金)15:00～	フォーラム七尾

年末調整説明会

正しい事務処理を行うためにも、源泉徴収義務者の方々は是非ご出席ください。

なお、説明会の前までに関係用紙を送付することとしていますので、事前に送付した用紙を必ずお持ちください。

月 日	時 間	会 場	対 象 地 域
11月18日(火)	13:30～15:30	羽咋すこやかセンター (旧羽咋文化会館)	羽咋市・宝達志水町
11月19日(水)	10:00～12:00	七尾サンライフプラザ	七尾市・中能登町
	13:30～15:30		
11月20日(木)	13:30～15:30	志賀町文化ホール	志賀町

*お問い合わせ先 七尾税務署 法人課税第1部門 (☎0767-52-9338)

*開催会場では、駐車台数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

《石川県・各市町からのお知らせ》

個人住民税の特別徴収のお知らせ

事業主のみなさまへ

従業員の個人住民税は、事業主の特別徴収が法律で義務づけられています!

～個人住民税の特別徴収とは～

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町民税+県民税)を徴収(給与天引き)し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

なお、従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受けて年12回の納期を年2回にする納期の特例制度がありますので、詳しくは各市町へご相談ください。

《お問合せ先》

- ◎ 手続について

七尾市税務課	TEL: 0767-53-8412、	羽咋市税務課	TEL: 0767-22-7130、
志賀町税務課	TEL: 0767-32-9142、	宝達志水町税務課	TEL: 0767-29-8150、
中能登町税務課	TEL: 0767-74-2807		
- ◎ 制度について

石川県総務部税務課	TEL: 076-225-1271
-----------	-------------------



事務局だより

(平成26年4月1日～10月31日)

- 4. 16 県連総務委員会
- 4. 22 青年部会正副部会長会議
- 4. 23 女性部会役員会
- 4. 23 女性部会第19回通常総会・記念講演会



記念講演会

- 4. 24 理事会及び福利厚生制度推進連絡協議会
- 4. 25 県青連協正副会長・監事会議
- 4. 25 県女連協正副会長・監事会議
- 5. 8 県連正副部会長会議及び理事会
- 5. 27 県連第2回通常総会
- 5. 30 県連税制委員会
- 6. 2 県青連協第23回定時連絡協議会
- 6. 2 県女連協第14回定時連絡協議会
- 6. 3 第2回通常総会・記念講演会
- 6. 9 青年部会役員会
- 6. 9 青年部会第23回通常総会・記念講演会



記念講演会

- 6. 10 北法連第35回定時役員総会
- 6. 18 女性部会研修視察 (18日～19日)
- 6. 26 全法連第4回定時評議員会
- 7. 9 県青連協正副・北陸地区青連協連絡会議
- 7. 15 青年部会正副部会長会議
- 8. 7 全法連第17回事務局長セミナー
- 8. 20 県連共益事業推進委員会

- 8. 26 定例研修会 羽咋会場
- 8. 27 定例研修会 七尾会場
- 8. 28 税務懇談会
- 9. 3 県連厚生委員会
- 9. 7 青年部会研修視察 (7日～8日)
- 9. 19 女性部会正副部会長会議
- 10. 3 輪島法人会青年部会との交流会
- 10. 8 県連事務局長等会議
- 10. 9 輪島法人会女性部会との交流会
- 10. 14 理事会及び福利厚生制度推進連絡協議会



理事会

- 10. 16 法人会全国大会「栃木大会」

新会員紹介

◆(平成25年11月1日～26年10月31日)◆

法人名	代表者氏名
(株)アコルー	山田 健
(株)ゼットン	川端 勝彦
(一社)つながり	濱辺 巖
(農)中浜	中浜 雅行
(有)ビケン	片倉 和政
(有)みつば	櫻井 峰明

会員募集

法人会では税務研修会、講演会など幅広い活動を通じて、企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献しています。

- ・お問い合わせ・連絡先 公益社団法人七尾法人会
電話 0767-53-6629
- ・ホームページのご案内
<http://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/>

《石川県・各市町からのお知らせ》

地方税の電子申告(eLTAX)のお知らせ

石川県及び県内19市町では、地方税の申告手続きをインターネットで行うことができます。自宅やオフィスで申告手続きができ、複数の地方公共団体へ作成した申告書を一度に送信することができますので、ぜひご利用ください。

◎利用時間 8:30～24:00 (土日祝日、年末年始を除く)

◎対象税目

県 税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税

市町村税：法人市町村民税、個人住民税(給与支払報告書等)、固定資産税(償却資産)等

《電子申告についてのお問合せ先》

一般社団法人 地方税電子化協議会

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

電話 0570-081459、03-5500-7010 [IP電話やPHSなどの場合]

受付時間 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始を除く)



県税キャラクター
直之くん

申告や各種届出を e-Tax で提出している方は
是非ご利用ください。

イータックス

納税証明書も e-Tax で オンライン請求しませんか？



あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

法人会の経営者大型総合保障制度

上げよう
企業保障の
大きな傘を

もしものときの企業防衛

経営者大型総合保障制度

経営者や従業員が在職中に病気や事故により、死亡や入院などの事態に遭われた場合、企業を守り、事業が滞りなく継続できるよう、生命保険と損害保険がセットになった法人会会員のための制度です。

企業保障プラン
Jタイプ

(無配当重大疾病保障保険)
経営者の重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)時におけるリスク対策のために

《取扱会社》大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIU保険会社 ☎0120-321-564



経営を取り巻く様々な
リスクから企業を守る!!



法人会のビジネスガード
Business Guard

《取扱会社》AIU保険会社 ☎0120-321-564

政府労災の上乗せ保障制度

アットワーク
ハイパー任意労災

企業向け第三者賠償保険

企業賠償保険
STARS (スターズ)

火災と地震災害に備える

プロパティガード
+地震対策プラン

個人情報の漏洩事故対策

個人情報漏洩
対策プラン

個人のための保障制度

従業員の皆様もご加入いただけます! /



がん保険制度

集団取扱料率の割安な保険料が適用となります。

医療保険制度

個人のための福利厚生制度

— 法人会 —

〈がん〉に関する悩みや不安、
疑問にお答えします。

= 法人会専用電話〈無料〉 =

0120-889-347
FreeDial
はやく 診ような
毎週月~木曜日 11:00~15:00

— 法人会 —

もっと頼れる医療保険

新EVER
エヴァー

— 法人会 —
未来の自分が決める保険

WAYS
ウェイズ

● 法人会終身保険 ● 法人会定期保険
● 法人会養老保険 ● 法人会家族生活保障保険
もあります。

《取扱会社》アフラック ☎0120-876-505

● 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ。 ●